

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月21日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第13号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有害物等取扱手当) 第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬若しくは同条第6号に規定する向精神薬又は<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）第44条第1項に規定する毒薬若しくは同条第2項に規定する劇薬で、粉末状のもの</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(有害物等取扱手当) 第3条 条例第5条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬若しくは同条第6号に規定する向精神薬又は<u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）第44条第1項に規定する毒薬若しくは同条第2項に規定する劇薬で、粉末状のもの</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。